

令和 7 年度 こども家庭センター相談員 募集案内

1 採用職務名

こども家庭センター相談員

2 採用予定人数

若干名

3 業務内容

- (1) こども家庭センター窓口での妊産婦や子育て世帯の相談対応（電話対応、窓口対応）
- (2) 妊産婦や子育て世帯への子育て情報や各種事業の情報提供及び利用支援
- (3) 支援を必要とする児童・妊産婦等へのサポートプランの作成及び連絡調整のための補助的業務
- (4) 関係機関及び必要な事業等との連携に関すること
- (5) 上記(1)から(4)に掲げる業務に付帯する業務に関すること

4 受験資格

次の(1)と(2)の2つの要件を満たす方

- (1) **子育てに関する相談業務の経験があり、次の①から③のいずれかに該当する方**

① **臨床心理士若しくは公認心理師の資格を有し又は資格取得見込みであること**（学校心理士、認定心理士等は不可）。

※ 資格取得見込みとは、資格審査に合格し、資格証明書の交付手続き中のことを指します。

② **心理学に関する修士以上の学位を有し又は学位取得見込みであること。**

③ **社会福祉士、保育士、児童指導員のいずれかの資格を有し又は資格取得見込みであること。**

- (2) **地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方**

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

5 労働条件等

- (1) 職の位置づけ

地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。

- (2) 任用期間

①令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

※ 業務上の必要に応じて、再度の任用選考（当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考）に、4 回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。

- (4) 勤務場所
各こども家庭センター（大森、調布、蒲田、梶谷・羽田）のいずれか。
- (5) 勤務日数・勤務時間等
1 日実働 7 時間 45 分・週 4 日（土日祝祭日を除く。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（うち休憩時間 60 分）
超過勤務・休日労働は原則なし（ただし、研修等により超過勤務となる場合があります。）
- (6) 休日
土日祝祭日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）・勤務割振り日以外の日
- (7) 休暇
ア 有給 病気休暇（5 日間）、公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇
イ 無給 病気休暇（6 日目以降）、生理休暇、子の看護等のための休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業
※ 各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第 41 号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年規則第 38 号）によります。
- (8) 報酬・手当等
報酬月額 251,136 円
期末・勤勉手当・通勤手当相当額・超過勤務手当相当額 支給あり
東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））・厚生年金保険・公務災害補償保険・雇用保険 適用あり

6 選考方法

書類選考後に面接を実施し、書類選考及び面接選考の結果を総合的に勘案し決定します。
※面接については、書類選考後に随時行う予定です。面接会場は子ども家庭支援センター（キッズな大森）にて実施いたします。

7 申込方法

提出書類	① 選考申込書兼履歴書…大田区ホームページに掲載の指定様式を使用 ② 資格を証明する書類の写し ③ 作文 作文課題 『妊産婦や子育て世帯に対するこども家庭センター相談員の役割及び取り組むべきこと』 文字数 800 字以上 1,000 字以内（自筆、ワープロの指定はありません。） 自筆で作成する場合 ・ A 4 判 400 字詰め原稿用紙（横書き） ・ 黒のペンまたはボールペン（消えるペンは不可）を使用
提出期限	令和 7 年 5 月 1 日（木）午後 5 時まで（必着）
提出方法	下記の提出先まで郵送又は持参
提出先	〒143-0016 大田区大森北四丁目 16 番 5 号 大田区子ども家庭支援センター 地域子育て推進係 採用担当

（注） ご提出いただいた書類はお返ししません。

8 作文及び面接の採点要素及び評定要素について

(1) 作文の採点要素及び主な着眼点

採点要素	主な着眼点
問題意識	・ 職務に当たる視点で状況認識ができているか。 ・ 問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	・ 記述内容に説得力があるか。 ・ 論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	・ 自分の言葉で記述しているか。 ・ 作文の表現が豊かか。

(2) 面接の評定要素及び主な着眼点

評定要素	主な着眼点
知識及び技能	・ 職務上必要な専門知識及び技能の保有度かどうか。
積極性	・ 意欲を持って職務に当たることができるかどうか。
勤勉性	・ 真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。
協調性	・ 業務の目的を的確に捉え、周りの職員と協力して職務に当たることができるかどうか。

9 選考結果通知

面接選考実施後に、郵送にて通知します。

10 辞令交付について

令和7年6月2日（月）に行います。

11 その他

採用はすべて条件付きのものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

12 問合せ先

大田区子ども家庭支援センター
地域子育て推進係（採用担当）
〒143-0016 大田区大森北四丁目16番5号
電話 03-5753-1153